



子どもたちの幸せのために～子どもの権利条約とは～

前号までで「いじめ」を考えました。今号は、子どもの人権について触れたいと思います。子どもの人権の基準が「子どもの権利条約」です。ユニセフ（国際連合児童基金）を中心として世界の国々が協力して 1989 年に作られ、日本も 1994 年にこの条約に入りました。子どもの権利条約には、次の 4 つの原則があります。

<p>■命を守られ成長できること</p> <p>全ての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます</p>	<p>■子どもにとって最もよいこと</p> <p>子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます</p>
<p>■意見を表明し参加できること</p> <p>子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します</p>	<p>■差別のないこと</p> <p>すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約のすべての権利が保障されます</p>

この条約は、子どもの発達に応じてその権利が実現するよう指導する責任はまず親（保護者）にあること、おとなにも子どもにもこの内容を知らせることなどが定められています。

条約は大きく「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」から成り立っています。特に教育に関する内容についていくつか取り上げます。

- 第 16 条【プライバシー・名誉の保護】子どもは自分や家族、住所、電話などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利を持っています。
- 第 19 条【あらゆる暴力からの保護】どんな形であれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いを受けたりすることがないように、子どもを守らなければなりません。
- 第 23 条【障がいのある子ども】心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。
- 第 27 条【生活水準の確保】子どもは、心やからだですこやかに成長できる生活を送る権利をもっています。
- 第 28 条【教育を受ける権利】子どもは教育を受ける権利をもっています。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方から外れるものであってはなりません。
- 第 29 条【教育の目的】教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限伸ばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶものです。
- 第 31 条【休み、遊ぶ権利】子どもは、休んだり、遊んだりしたりする権利をもっています。
- 第 32 条【経済的搾取・有害な労働からの保護】子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないよう守られる権利をもっています。

いじめや体罰、虐待の防止、ヤングケアラーなどへの支援…、教育に係るさまざまな課題を解決する際の基準となるものです。

詳しくは、日本ユニセフ協会の「子どもの権利条約カードブック」を参照してください。これを機会に、授業で、家庭で、「子どもの権利条約」について理解を深めていただければ幸いです。

【担当】尾花沢市教育委員会こども教育課
教育指導室長 工藤 雅史
TEL 23-3330